

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

友人に対する貸付金の貸倒れ

Q: 友人に金銭を貸しています。受取利息は雑所得として申告しています。ところが、平成6年12月分から利息はとどこおり、今年になって元金も回収不能となりました。これらの損失は、所得税法上、貸倒れとして計上できるのでしょうか。

A: ご質問のように事業としてではなく、雑所得の基因となる金銭の貸倒れについては以下のように取り扱います。

(元金の貸倒れについて)

雑所得の基因となる貸付金の損失の金額はその貸倒れとなった年分の雑所得の金額を限度として必要経費になります。つまり、雑所得の金額がゼロになるまでしか経費にならず他に雑所得がないときは、税務上考慮されません。

(未回収の利息について)

雑所得を生ずる受取利息が回収不能となった場合は、その利息を申告した年にさかのぼって、雑所得の金額の計算上なかったものとします。ご質問の場合には、更正の請求により平成6年分の雑所得の金額を訂正することができます。更正の請求は、回収不能となった日の翌日から2月以内に限られています。

なお、個人の貸金業者の場合には元金及び未収利息の貸倒損失は、その損失が生じた年分の事業所得の必要経費になります。

